

ふるさと納税のポイント付与禁止に

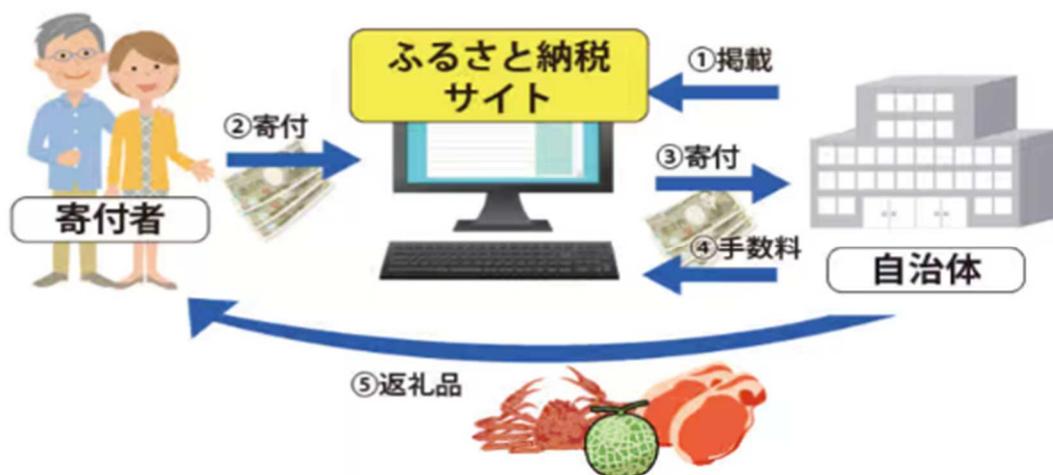
令和6年6月28日に総務省より、ふるさと納税の指定基準の見直し等について、告示の改正とQ & Aの発出が行われました。確定申告時にふるさと納税をされる方も多く、今後のふるさと納税を実施する先の選定にも影響が出てくるかもしれません。今回はこの見直し内容について確認していきたいと思います。

主な改正内容

主な改正内容は以下の2点となります。

寄付に伴いポイント等の付与を行う者を通じた募集を禁止する（令和7年10月1日～）。

「区域内での工程が製造等ではなく製品の企画立案等であるもの」や「区域内で提供される宿泊等の役務」について、当該地方団体で生じた付加価値や、地域との関連性をより重視した形で基準を見直す（地場産品基準の改正）。



ポイント付与の禁止

ふるさと納税の受付や運営は各自治体が行っています。一方で、返礼品などの特典を広く一般に知ってもらわなければ、なかなか多くの寄付が得られません。そのため、情報拡散力のある「ふるさと納税サイト」に仲介をしてもらい広く宣伝を行うことで、認知度のアップを図っています。そして「ふるさと納税サイト」を通すと、手続きが簡略化されてスムーズに寄付できるよう工夫されており、利用者にもメリットがあります。

また、利用者特典としてポイント還元を受けられるサイトも多数あり、貯めたポイントを他の買い物に利用したり、航空会社のマイルを貯めることも可能です。

令和7(2025)年10月1日以降、ポイント還元を行うポータルサイトから自治体に寄付申込をすることができなくなり、実質的にポータルサイトからのポイント還元は終了します。

なお、総務省はポイント付与以外にも以下の事項についても禁止事項として挙げられています。

- ・民間事業者等が行う返礼品等を強調した宣伝広告
- ・地域との関連性が希薄な利用券等

地場産品基準の改正

A団体において、製品に係る企画立案等を行い、B団体で当該製品を製造・組立等する場合、当該製品をA団体の返礼品とできるのかという問題については、物品に実質的な変更を加える製造・加工以外のものである場合には、直ちに当該基準に該当するものではないとし、当該価値の過半がA団体の区域内で生じている旨の証明がなされた場合に限り、当該製品をA団体の返礼品として提供することが可能となるとして、基準を厳格化しています。

また、地方団体の「区域内で提供される宿泊等の役務」については、当該地方団体の属する都道府県の区域内のみで旅館業を営んでいる場合は、それに該当し返礼品としての条件を満たすが、宿泊施設の名称に特定のホテル・旅館等のブランド名を冠しているもの（直営・フランチャイズ・運営委託を問わず、名称等により客観的に判断する）に関しては地場産品基準に適合せず、返礼品としての基準を満たさないものとされました。

以下は今回の改正をまとめた表になります。

令和7年にふるさと納税を行う際には、時間に余裕をもって行うことをお勧め致します。

ふるさと納税の指定基準の見直し【令和6年6月28日付け告示第203号】

○ ふるさと納税の適正な運用を確保する観点から、指定基準となる告示・Q&Aを改正。

